

広島県告示第三百九十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成二十六年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

田総川漁業協同組合

2 住所

庄原市総領町下領家一―三

二 免許番号

内水共第三十三号、内水共第三十四号及び内水共第三十五号

三 変更の内容

第六条第一項（一）の表を次のように改める。

魚 種	漁具, 漁法	遊 漁 料
あ ゆ	手釣, 竿釣	1日 2,000 円
		1年 8,000 円
ま す		1日 2,000 円 1年 5,000 円
こい, うなぎ		1日 1,000 円 1年 2,000 円